

公立大学法人福岡女子大学研究不正防止対策委員会要綱

平成 20 年 8 月 8 日制定
平成 31 年 4 月 1 日改正（最終）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則（平成 19 年法人規則第 30 号。以下「規則」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき研究不正防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 理事長は、規則第 11 条第 2 項に定める委員のほか、学外の専門家を委員に委嘱することができる。

（委員長）

第 3 条 委員会に委員長を置き、規則第 11 条第 2 項に定めるコンプライアンス統括責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 4 条 規則第 11 条第 2 項に定める委員のうち各学科教員の委員及び第 3 条に定める委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 会議は、原則として、非公開とする。

（事務）

第 6 条 委員会に関する事務は、規則第 11 条第 3 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号については地域連携センターが、同項第 5 号については戦略企画センターが行う。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。